**平成２２年（フ）第２０７９号**
埼玉県志木市本町４丁目15番34号
債務者　前盛　直子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１０３号**
埼玉県川口市朝日１丁目９番９号　レオパークハイム105号
債務者　芳賀　昭枝
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第３３９号**
富山市上冨居３丁目１番25号
債務者　雪丸超勇こと　林　　超勇
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３５７号**
富山市新庄町91番地７コーポ小西８・201号
債務者　柴田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２９号**
福岡県大牟田市大字手鎌1518番地７
債務者　山本　龍也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第１３６号**
福岡県大牟田市中友町３番地８　第二清風荘201号
債務者　猶　　正道
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第１３９号**
福岡県大牟田市上官町４丁目21番地２　エレガンスハイツⅡ―103号
債務者　星野　智英
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

**平成２２年（フ）第１００４号**
熊本市黒髪２丁目19番７号―510
債務者　山下　正美（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第９７０号**
千葉県柏市旭町６丁目５番12号メゾン旭Ｃ―205号
債務者　遠藤　伸枝
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２２年（フ）第１６７号**
北海道夕張郡長沼町東町北１丁目３番８号
債務者　戸川恵美子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第１７６号**
北海道夕張市南清水沢４丁目54番地
債務者　藤井　有里
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第１８０号**
北海道岩見沢市５条西２丁目２番地　平和軒101号
債務者　三上加津也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第２００号**
北海道岩見沢市かえで町６丁目２番５―201号　市営住宅５号棟201号室
債務者　脇本　明美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２２年（フ）第１２３号**
福島県白河市表郷番沢字松上35番地
債務者　野地　文子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２２年（フ）第６２号**
兵庫県たつの市新宮町觜崎174番地５―509
債務者　川上　壽春
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２２年（フ）第８１号**
兵庫県たつの市揖西町土師１丁目39番地
債務者　浅田　雅也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２２年（フ）第８２号**
兵庫県たつの市揖西町土師１丁目39番地
債務者　浅田　麗子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部